

少子高齢化社会の社会保障改革

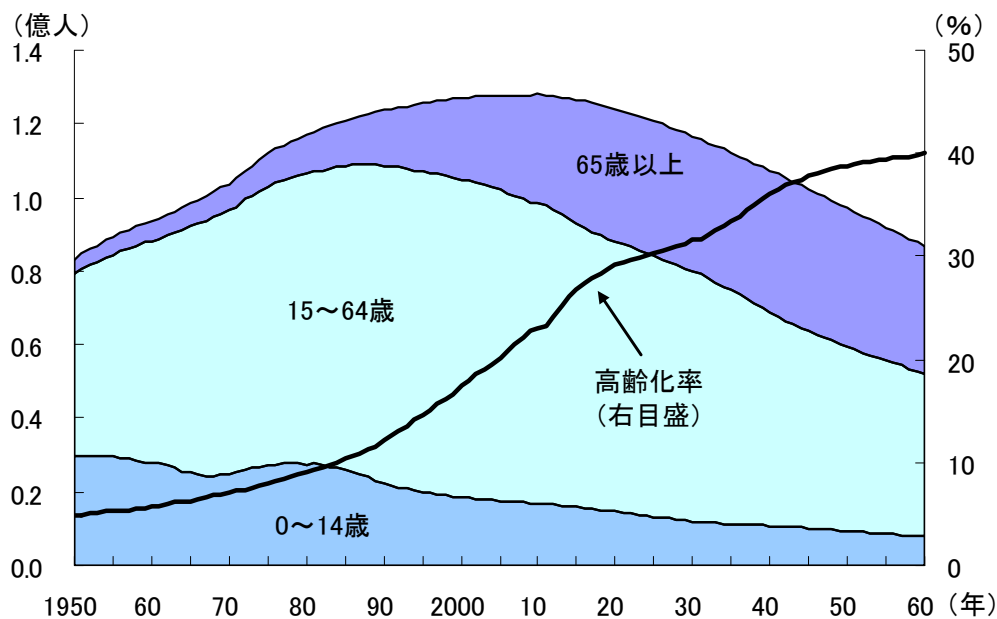
みずほ総合研究所
調査本部 政策調査部
堀江 奈保子

2013年3月6日
みずほ総合研究所

少子高齢化による社会保障給付の増大

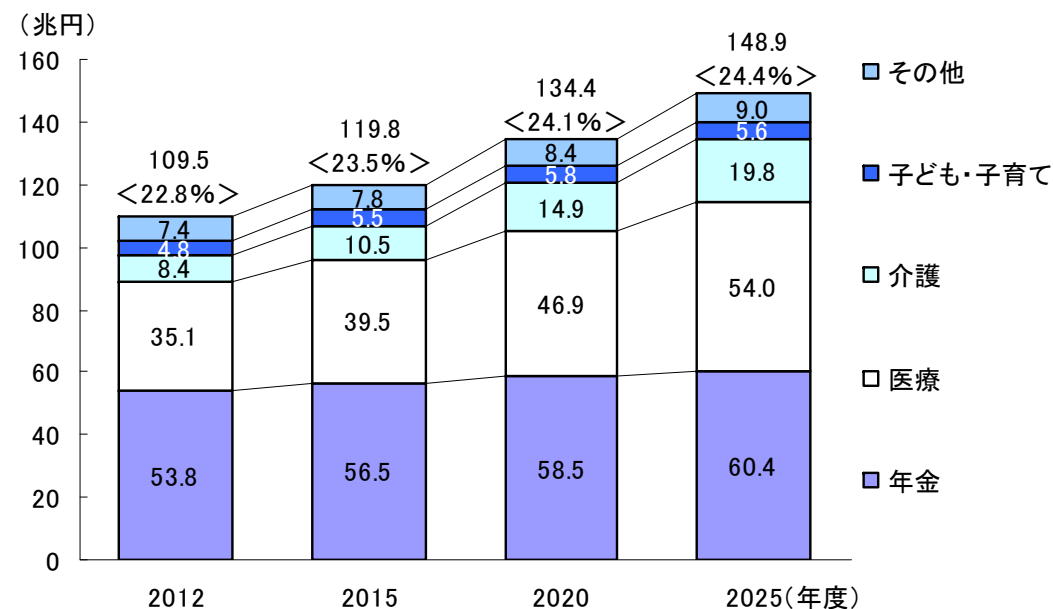
- 少子高齢化の進行により高齢化率が上昇
 - ・ 2010年:23% ⇒ 2060年:40%へ
- 高齢化に伴い、年金、医療、介護に関する社会保障給付費が急増する見通し
 - ・ 2012年度:109.5兆円 ⇒ 2025年度:148.9兆円へ
 - ・ 特に、医療(1.5倍)、介護(2.4倍)が急増
- 少子高齢化社会で持続可能な社会保障制度を構築 ⇒ 給付と負担の見直し
 - ・ 給付と負担のバランスについて国民的合意を得ることが課題

【年齢階級別の人口と高齢化率の推移と見通し】



(注)2011年以降は推計。
 (資料)国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口」(2012年1月推計)

【社会保障給付費の見通し】



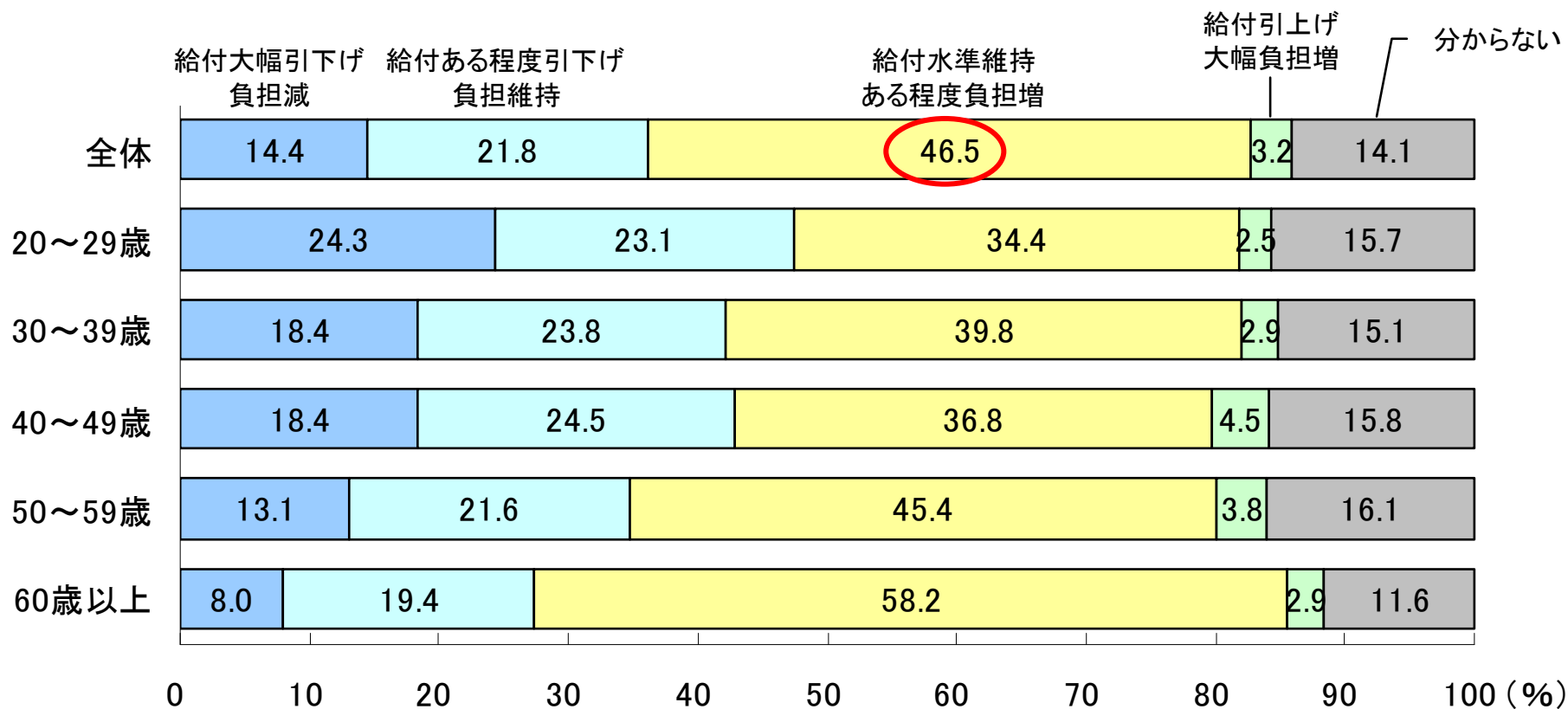
(注) < >内は対GDP比。2012年度は予算ベース。
 (資料)厚生労働省(2012年3月改定)

今後の社会保障の給付と負担のバランスに対する考え方(厚労省調査)

○ 社会保障の給付水準維持のための負担増を5割弱が容認

- ・ 厚生労働省の調査によると、「社会保障の給付水準を維持するための負担増はやむを得ない」との回答が46.5%
- ・ 年齢階級別には、概ね年齢が高いほど負担増を容認しているが、20～29歳でも34.4%が容認

【今後の社会保障の給付と負担のバランス(アンケート結果)】



(資料)厚生労働省「少子高齢化社会等アンケートの調査」(2012年2月調査)

医療・介護保険改革

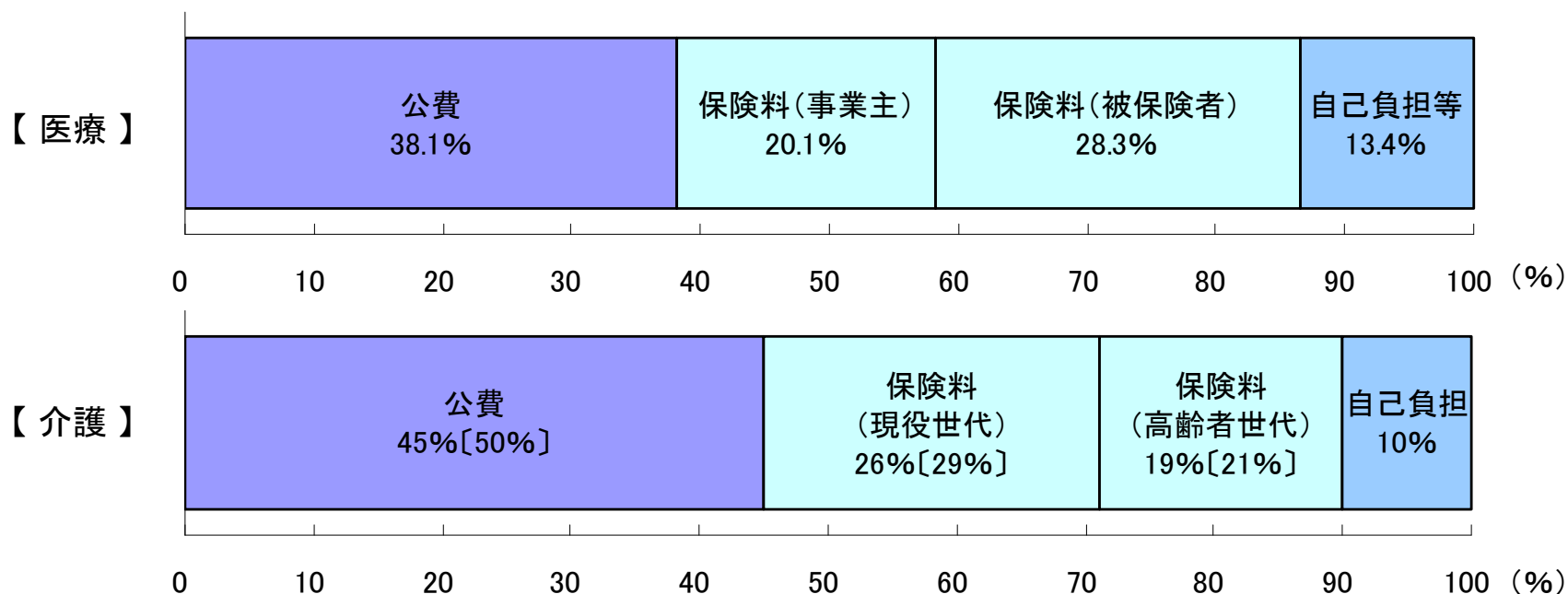
○ 財源構成の見直し

- ・ 医療：公費、保険料(事業主、被保険者)、自己負担等
- ・ 介護：公費、保険料(現役世代(20～64歳)、高齢者世代(65歳以上))、自己負担

○ 自己負担の引き上げ

- ・ 医療・介護の自己負担合計に月額上限を設定することで負担増を配慮

【医療・介護保険の財源構成】



(注)1.医療の自己負担等には、患者負担のほかに原因者負担(公害健康被害の補償等に関する法律及び健康被害救済制度による救済給付等)が含まれる。

2.介護の[]内は、公費と保険料負担を100%とした時の負担割合。

(資料)厚生労働省「国民医療費の概況」(2010年度)ほか

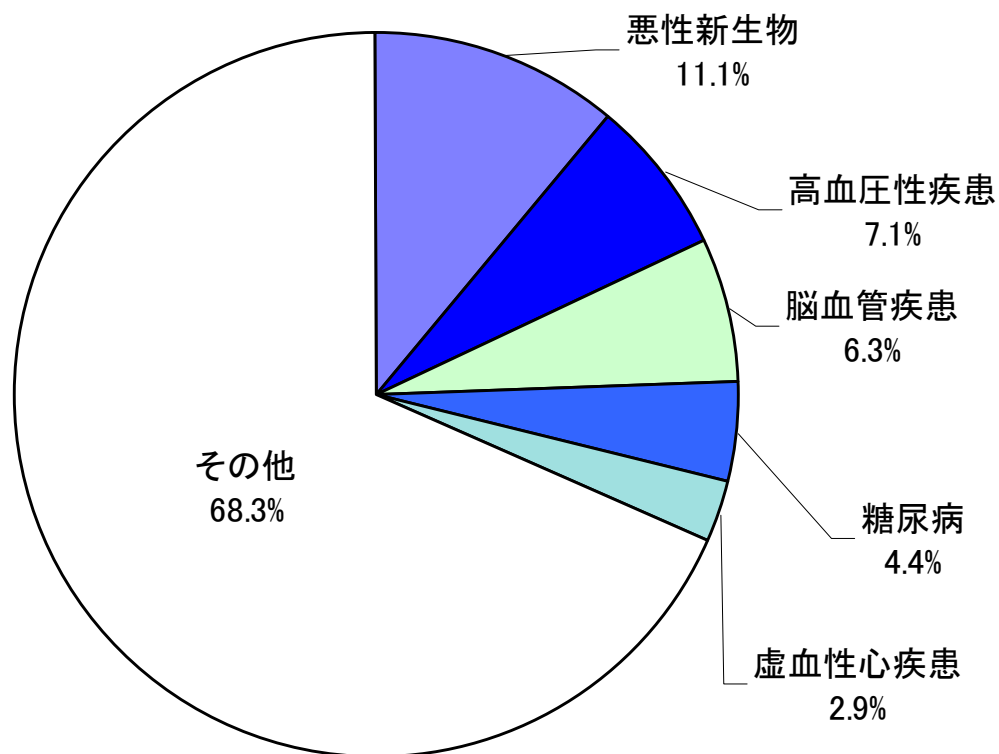
○ 予防対策の実施による医療・介護費の抑制

- ・ 保険者主導による本格的な生活習慣病予防の実施

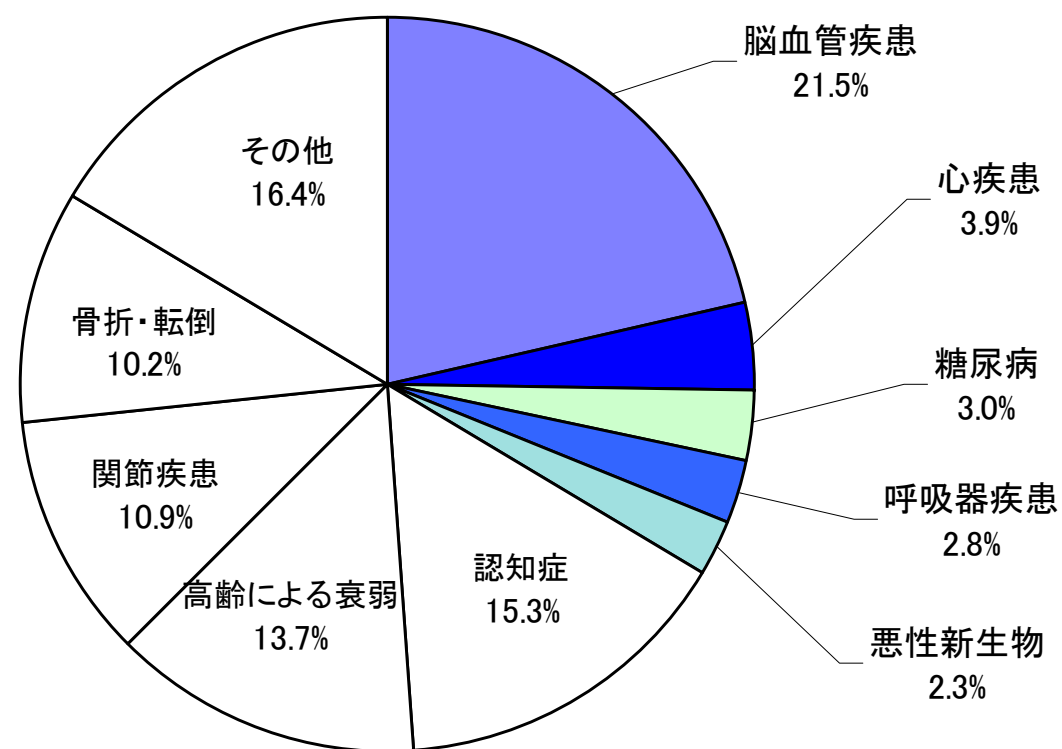
—— 医療費の約3割が生活習慣病

—— 介護が必要となった主な原因の約3割が生活習慣病

【一般診療医療費の内訳】



【介護が必要となった主な原因】



(資料)厚生労働省「健康日本21(第2次)の推進に関する参考資料」(2012年7月)

年金改革

○ 2012年の年金改革で先送りされた年金改革案の再検討

・ 年金給付総額の抑制

◆ 高所得者の年金額の調整(基礎年金の税負担部分の支給制限)

—— 年収850万円(上位0.9%)から調整し、年収1300万円(同0.3%)で全額支給停止(当初案)

◆ 支給開始年齢の更なる引き上げ(後述)

◆ デフレ経済下のマクロ経済スライドの発動

—— マクロ経済スライド不発動により年金水準上昇

2004年の年金改正時の所得代替率 59.3% ⇒ 2009年 57.5% の見通し : 実際は 62.3%

・ 年金課税の強化(公的年金等控除の縮小)

・ 厚生年金の更なる適用拡大(後述)

—— 改正による適用拡大は当初案45万人から25万人へ縮小

○ 持続可能で国民に信頼される年金制度とするための改革について国民的合意を得る

・ 2012年1月の将来推計人口に基づき、給付・負担バランスのパターン別の試算の公表



持続可能で国民が信頼できる年金制度を創設

<支給開始年齢の更なる引き上げ>

- 支給開始年齢の引き上げは、「継続的に検討すべき事項」とされ2012年改正では見送り
- 支給開始年齢の引き上げの条件
 - ① 60歳代の「雇用確保」
 - ② 「繰上げ受給」の容認(現行の繰上げ受給:1カ月繰り上げるごとに0.5%年金減額)
 - ③ 退職から年金受給までのつなぎ年金となる「私的年金の拡充」
 - ④ 高齢期の生活設計が急に狂わないよう引き上げの「早期決定」

【支給開始年齢を68歳とした場合の繰上げ受給による年金月額 (2012年度価格)】

受給開始年齢	年金減額率	厚生年金標準世帯	基礎年金のみ (満額)	厚生年金世帯(基礎年金を含む)		
				男性のみ	女性のみ	夫婦共稼ぎ
68歳	—	23.1万円	6.6万円	17.1万円	10.4万円	27.5万円
67歳	6%	21.7万円	6.2万円	16.1万円	9.8万円	25.9万円
66歳	12%	20.3万円	5.8万円	15.1万円	9.1万円	24.2万円
65歳	18%	18.9万円	5.4万円	14.0万円	8.5万円	22.6万円

(注)1.2012年度価格で、1カ月繰り上げるごとに年金額を0.5%減額する場合。

2.「厚生年金標準世帯」は、夫婦2人分の老齢基礎年金を含む標準的な世帯年金額。夫は平均的収入(平均標準報酬36.0万円)で40年間就業し、妻がその期間全て専業主婦の世帯で、夫婦とも同年齢の場合。

3.「夫婦共稼ぎ」は、男女の平均年金額の合計。

(資料)厚生労働省「厚生年金保険・国民年金事業の概況」(2010年度)によりみずほ総合研究所作成

○ 支給開始年齢の引き上げ例

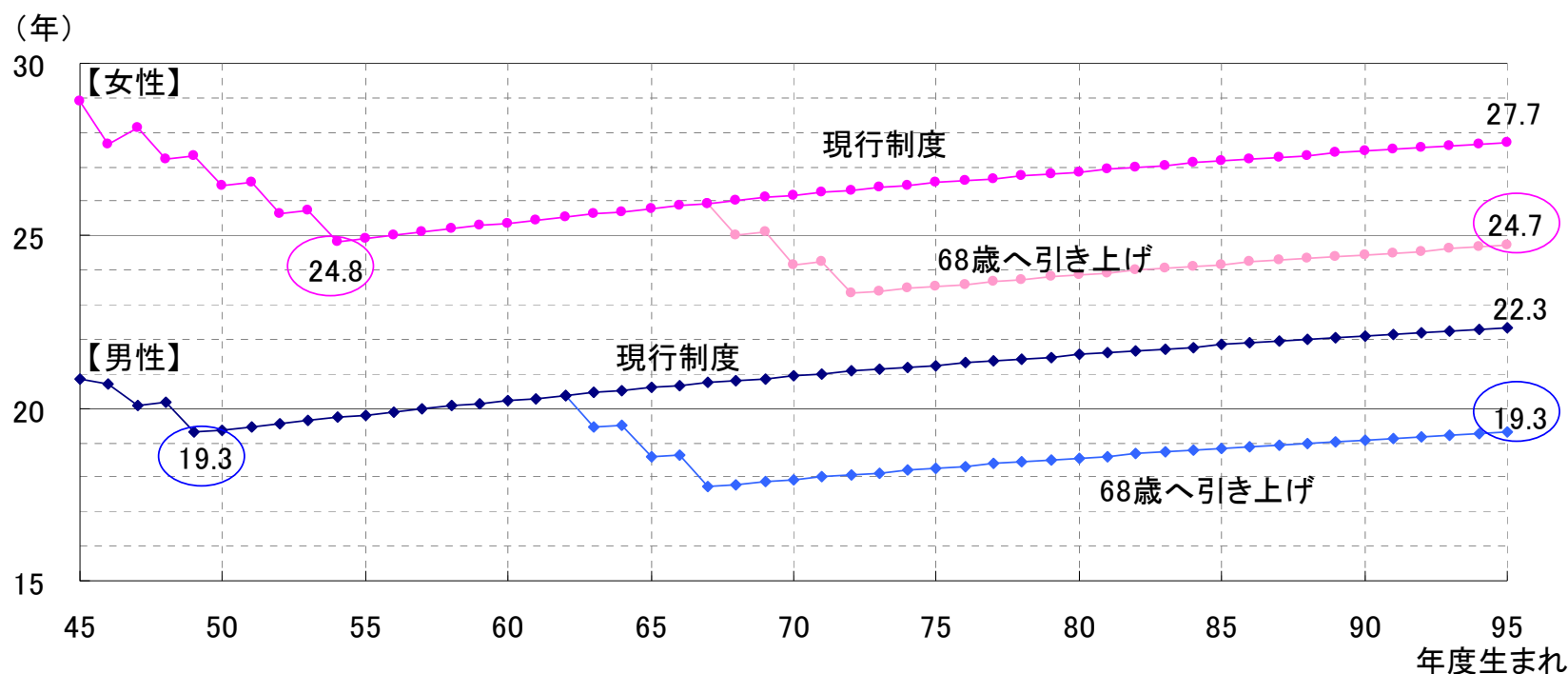
- ・ 65歳への引き上げ完了後、同じペースで68歳へ引き上げ(3年に1歳ずつ引き上げ、女性は5年遅れ)

○ 平均余命が延びるため、65歳支給開始世代と将来世代(1995年生まれ)の年金受給期間はほぼ同じ

【男性】 1949年生まれ(65歳～):19.3年 1995年生まれ(68歳～):19.3年

【女性】 1954年生まれ(65歳～):24.8年 1995年生まれ(68歳～):24.7年

【 生年別の年金受給期間 】

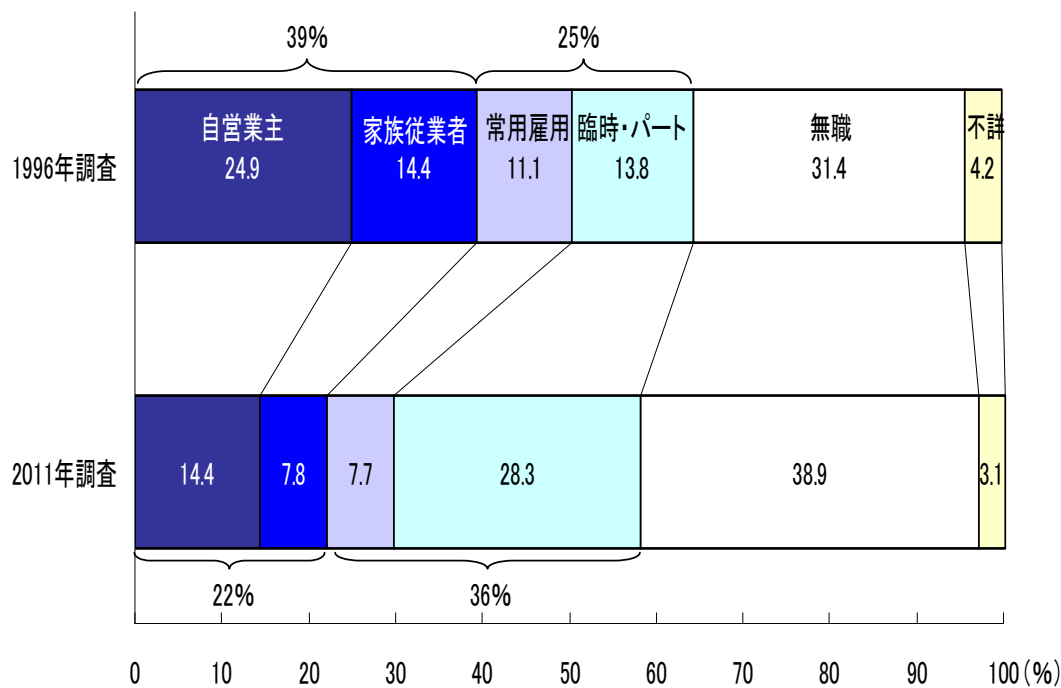


(注)年金受給期間は、定額部分または基礎年金支給開始年齢から65歳の平均余命まで生存した場合のもの。
 (資料)国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口」(2012年1月推計)等によりみずほ総合研究所作成

<厚生年金の更なる適用拡大>

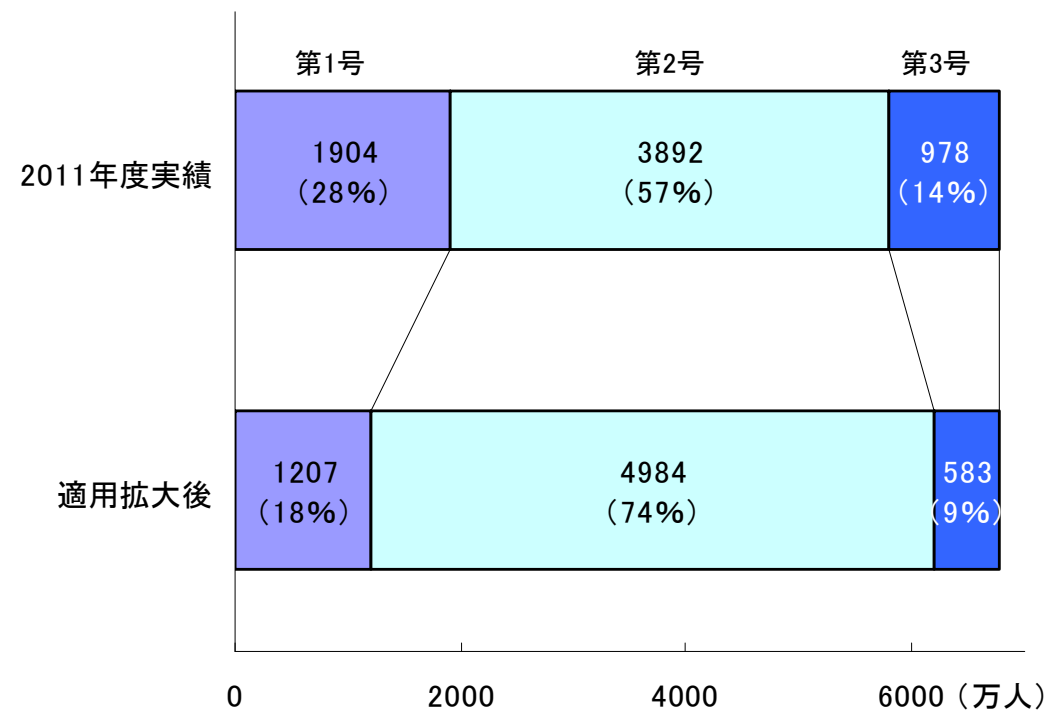
- 2016年10月に厚生年金の適用拡大が実施されれば、新たに25万人が加入
- 国民年金第1号被保険者は、自営業主、家族従業者が減少し、雇用者が増加
 - ・ 自営業主・家族従業者の割合・・・1996年39% ⇒ 22%へ
 - ・ 雇用者の割合・・・1996年:25% ⇒ 2011年:36%へ
- 同第3号被保険者のうち雇用者の割合は40%
- 全ての雇用者が厚生年金に加入すれば、74%が対象に ⇒ 将来の低年金対策に

【国民年金第1号被保険者の就業状況】



(資料)厚生労働省「国民年金被保険者実態調査」

【雇用者全員に厚生年金を適用拡大した場合の効果】



(資料)厚生労働省「厚生年金保険・国民年金事業の概況」(2011年度)等により作成

参考：1990年生まれの世帯類型別の給付負担倍率(みずほ総研試算)

○ 厚生年金世帯の給付負担倍率(年収：男性514.8万円、女性318.0万円)

- ・ 男性は平均年収が高く、平均余命が短いため、給付負担倍率は低い
- ・ 負担に事業主負担を含むと、男性単身世帯と共働き世帯で1割を下回る

【 1990年生まれの世帯別の給付負担倍率(厚生年金世帯) 】

		男性 単身世帯	女性 単身世帯	夫婦世帯			(参考) 「厚生年金の 標準世帯」 (1990年生まれ)
				共働き	29歳から 専業主婦	23歳から 専業主婦	
給付 負担 倍率	本人負担のみ	1.4倍	2.2倍	1.7倍	2.1倍	2.2倍	2.3倍
	事業主負担含む	0.7倍	1.1倍	0.9倍	1.1倍	1.2倍	1.2倍
所得代替率(65歳時点)		34.1%	43.3%	37.6%	46.5%	49.0%	50.1%

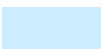
(注)1.男女とも1990年4月生まれで、20～22歳までは国民年金第1号被保険者とした。

2.「厚生年金の標準世帯」は、厚生労働省試算による。

(資料)社会保障審議会年金部会「平成21年財政検証関連資料」(2009年5月26日)によりみずほ総合研究所試算

参考：1990年生まれの世帯類型別・年収別の給付負担倍率（みずほ総研試算）

○ 厚生年金世帯の給付負担倍率（本人負担のみ）

- ・ 高所得者ほど給付負担倍率は低い。単身世帯、共稼ぎ世帯は総じて2.0倍割れ
- ・  部分は2.0倍を下回る世帯

【 1990年生まれの世帯類型別・年収別の給付負担倍率（厚生年金世帯） 】

年収	男性単身世帯	女性単身世帯	夫婦世帯		
			共働き	29歳から専業主婦	23歳から専業主婦
300万円	1.8倍	2.2倍	2.0倍	2.8倍	3.1倍
400万円	1.6倍	1.9倍	1.8倍	2.4倍	2.6倍
500万円	1.4倍	1.8倍	1.6倍	2.2倍	2.3倍
600万円	1.3倍	1.6倍	1.5倍	2.0倍	2.1倍
700万円	1.3倍	1.6倍	1.4倍	1.9倍	1.9倍
800万円	1.1倍	1.3倍	1.2倍	1.8倍	1.8倍

（注）負担は本人負担のみ。男女とも20～22歳までは国民年金第1号被保険者、「29歳から専業主婦」は23～28歳まで平均年収300万円、「共働き」は夫婦同じ年収とした。

（資料）社会保障審議会年金部会「平成21年財政検証関連資料」（2009年5月26日）によりみずほ総合研究所試算

【2012年の年金改革の概要と評価】

(1)年金機能強化法（2012年8月10日成立、8月22日公布）

改正法の主な内容	施行日	評価	
① 年金の受給資格期間を現在の25年から10年に短縮する	2015年10月1日	△	無年金者は減少するが、低年金者が増加。保険料納付意欲の減退が懸念
② 基礎年金国庫負担2分の1を恒久化する年度を2014年度と定める	2014年4月1日	◎	財源が確保されたことは評価。ただし、予定通りの消費税率の引き上げ実施が不可欠
③ 短時間労働者に対する厚生年金・健康保険の適用拡大を行う	2016年10月1日	○	25万人が新たに厚生年金に加入することは評価。更なる適用拡大が必要
④ 厚生年金、健康保険等について、産休期間中の保険料免除を行う	公布日から2年を超えない範囲内で政令で定める日	◎	育休期間中は既に保険料が免除されており、子育て支援策として評価
⑤ 遺族基礎年金の父子家庭への支給を行う	2014年4月1日	○	妻が主たる生計維持者だった場合などに父子家庭への支給は必要。所得制限年収850万円は引き下げを再考すべき

(2)被用者年金一元化法（2012年8月10日成立、8月22日公布）

改正法の主な内容	施行日	評価	
① 厚生年金に公務員及び私学教職員も加入し、2階部分は厚生年金に統一する	2015年10月1日	◎	被用者年金の一元化が漸く実現する見通しとなったことは評価。積立金、運営の一元化が次の課題
② 共済年金・厚生年金の保険料率(上限18.3%)を統一し、制度の差異を解消する			
③ 共済年金にある公的年金としての3階部分(職域部分)は廃止する			
④ 追加費用削減のため、恩給期間に係る給付について27%引き下げる	公布日から1年を超えない範囲内で政令で定める日	○	追加費用削減のための給付抑制は評価

(3)国民年金法改正法（2012年11月16日成立、11月26日公布）

改正法の主な内容	施行日	評価	
① 2012・2013年度の基礎年金国庫負担割合を、消費税増税による収入を償還財源とする年金特例公債(つなぎ国債)により2分の1とする	2012年11月26日	◎	財源が確保されたことは評価。ただし、予定通りの消費税率の引き上げ実施が不可欠
② 年金額の特例水準(2.5%)について、2013年度から2015年度までの3年間で解消する (2013年10月▲1.0%、2014年4月▲1.0%、2015年4月▲0.5%)	2013年10月1日	△	当初予定より1年遅れるが、特例水準の解消が決まったことは評価。今後は、デフレ下のマクロ経済スライドの発動が課題

(4)年金生活者支援給付金の支給法（2012年11月16日成立、11月26日公布）

改正法の主な内容	施行日	評価	
年金受給者のうち、低所得高齢者・障害者等に福祉的な給付を行う	2015年10月1日	×	年金受給者のみが対象で、低所得者問題の解決にはならない。消費税率引き上げ時の低所得者対策は年金とは別に対応すべき

(注)1.評価マークは、◎＝評価できる、○＝概ね評価できる、△＝一部評価できる、×＝全く評価できない。

2.詳細は、みずほ総合研究所 <http://www.mizuho-ri.co.jp/publication/research/pdf/insight/pl121211.pdf> 参照。

(資料)厚生労働省ホームページよりみずほ総合研究所作成

当資料は情報提供のみを目的として作成されたものであり、商品の勧誘を目的としたものではありません。本資料は、当社が信頼できると判断した各種データに基づき作成されておりますが、その正確性、確実性を保証するものではありません。また、本資料に記載された内容は予告なしに変更されることもあります。